

件名	亀山市手数料条例の一部を改正する条例	環境産業部森林林業室 建設部建築開発室
<p>1 制定・改廃の背景と趣旨</p> <p>次の法改正等に伴い、所要の改正を行うものです。</p> <p>(1) 「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律」(平成26年法律第46号)の改正規定の一部が平成27年5月29日から施行されることに伴い、所要の改正を行います。</p> <p>(2) 「建築基準法の一部を改正する法律」(平成26年法律第54号)の改正規定の一部が平成27年6月1日から施行されることに伴い、構造計算適合性判定制度が見直されることから、所要の改正を行います。</p> <p>(3) 「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づく住宅性能表示制度が見直され、国土交通省より長期優良住宅建築等計画の認定に係る事務実施体制整備等について技術的助言がなされたことから、「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に規定する認定手数料について、所要の改正を行います。</p> <p>(4) 「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に規定する変更認定及び地位承継の承認に係る手数料を徴収するため、所要の改正を行います。</p> <p>2 改正内容</p> <p>(1) 亀山市手数料条例の一部改正(第1条による改正)</p> <p>ア 「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」の題名が「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改正されたことから、条例で引用する法律名を改めます。 <別表第1関係></p> <p>イ 建築確認審査における構造計算適合性判定(以下「判定」といいます。)は建築主事が判定機関に求めなければならない事務であり、これまで確認申請時に判定の手数料を加算して徴収し、委託料として判定機関に支出していましたが、法改正により建築主が判定機関に直接支払うこととなるため、判定に係る手数料の規定を削ることとします。 <別表第3、別表第4及び別表第5関係></p> <p>ウ 法改正により、移転については同一敷地内での移転だけでなく別敷地に</p>		

移転する場合も移転として定義されましたが、確認申請等の手数料については、別敷地に移転する場合の手数料は新築と同額の手数料を徴収することとします。 <別表第3関係>

エ 長期優良住宅建築等計画の認定において、住宅性能評価制度を活用する新たな審査区分に対する手数料の規定を加えることとします。

<別表第4関係>

(2) 亀山市手数料条例の一部改正(第2条による改正)

長期優良住宅建築等計画の認定において、変更認定及び地位承継の承認申請に対する手数料の規定を加えることとします。 <別表第4関係>

3 その他

施行日は、平成27年6月1日から施行します。ただし、一部の改正規定については、次の日から施行します。

(1) のエ・・・平成27年4月1日

(1) のア・・・平成27年5月29日

(2)・・・平成27年7月1日

亀山市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 3 月 31 日

亀山市長 櫻 井 義 之

亀山市条例第 9 号

亀山市手数料条例の一部を改正する条例

第 1 条 亀山市手数料条例（平成 17 年亀山市条例第 57 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

別表第 3 の 1 の表 1 の項金額の欄中「（申請に係る建築物が法第 6 条第 5 項の構造計算適合性判定を求めなければならないものである場合にあっては、建築物ごとに、3 の表に定める金額を加算した金額）」を削り、同表 2 の項を削り、同表 3 の項金額の欄中「4 の表」を「3 の表」に改め、同項を 2 の項とし、4 の項から 11 の項までを 1 項ずつ繰り上げる。

別表第 3 の 2 の（1）の見出し中「建築する場合」の次に「（移転（同一敷地内における移転に限る。以下別表第 3 において同じ。）する場合を除く。）」を加える。

別表第 3 の 3 を削る。

別表第 3 の 4 の（1）の見出し中「移転」の次に「した場合」を加え、別表第 3 の 4 を別表第 3 の 3 とする。

別表第 4 の 1 の表 1 の項金額の欄を次のように改める。

2 の表に定める金額。ただし、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 6 条第 2 項の規定による申出がある場合は、別表第 3 の 1 の表 1 の項に定める金額を加算する。

別表第 4 の 1 の表 2 の項金額の欄を次のように改める。

3 の表に定める金額。ただし、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 6 条第 2 項の規定による申出がある場合は、別表第 3 の 1 の表 1 の項に定める金額を加算する。

別表第4の1の表3の項金額の欄を次のように改める。

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定による申出がある場合には、別表第3の1の表1の項に定める金額

別表第4の2の表を次のように改める。

2 長期優良住宅建築等計画認定申請手数料

区分	1戸当たりの手数料の金額		
	(1) 申請に係る長期優良住宅建築等計画が、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関により長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号から第4号までに掲げる基準に適合していると認められたものである場合	(2) (1)以外であつて、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合した住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書を受けたものである場合	(3) 左欄(1)及び(2)のいずれにも該当しない場合
一戸建ての住宅	6,700円	17,200円	50,600円
一戸建ての住宅	総戸数が5戸以下のもの	2,700円	12,700円
	総戸数が5戸を超え10戸以下のもの	2,400円	10,200円
以外の住宅	総戸数が10戸を超え25戸以下のもの	1,300円	7,700円
住宅	総戸数が2	1,200円	6,600円
			13,500円

5戸を超え 50戸以下 のもの			
総戸数が5 0戸を超え 100戸以 下のもの	1,100円	5,000円	11,600円
総戸数が1 00戸を超 え200戸 以下のもの	900円	4,600円	10,700円
総戸数が2 00戸を超 え300戸 以下のもの	700円	4,200円	10,200円
総戸数が3 00戸を超 えるもの	600円	3,800円	9,400円

別表第4の3の表を次のように改める。

3 長期優良住宅建築等計画（分譲事業者単独作成）認定申請
手数料

区分	1戸当たりの手数料の金額		
	（1）申請に係る長期優良住宅建築等計画が、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関により長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号から第3号まで及び第5号に掲げる基準に適合していると認められたものである場合	（2）（1）以外であつて、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合した住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書の交付を受けたものである場合	（3）左欄（1）及び（2）のいずれにも該当しない場合

一戸建ての住宅	6,700円	10,500円	43,800円	
一戸建ての住宅以外の住宅	総戸数が5戸以下のもの	2,700円	10,500円	21,600円
	総戸数が5戸を超え10戸以下のもの	2,400円	8,500円	17,400円
	総戸数が10戸を超え25戸以下のもの	1,300円	6,300円	13,700円
	総戸数が25戸を超え50戸以下のもの	1,200円	5,700円	12,600円
	総戸数が50戸を超え100戸以下のもの	1,100円	4,500円	11,000円
	総戸数が100戸を超え200戸以下のもの	900円	4,100円	10,200円
	総戸数が200戸を超え300戸以下のもの	700円	3,700円	9,700円
	総戸数が300戸を超えるもの	600円	3,300円	8,900円

別表第5の1の表1の項金額の欄を次のように改める

2の表に定める金額。ただし、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定による申出がある場合は、別表第3の1の表1の項に定める金額を加算する。

別表第5の1の表2の項金額の欄を次のように改める。

3の表に定める金額。ただし、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定による申出がある場合は、別表第3の1の表1の項に定める金額を加算する。

第2条 亀山市手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第4の1の表3の項を次のように改める。

<p>3 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査</p>	<p>ア 長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料</p>	<p>4の1の表に定める金額。ただし、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定による申出がある場合には、別表第3の1の表1の項に定める金額を加算する。</p>
	<p>イ 長期優良住宅建築等計画（分譲事業者単独作成）変更認定申請手数料</p>	<p>4の2の表に定める金額。ただし、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定による申出がある場合には、別表第3の1の表1の項に定める金額を加算する。</p>

別表第4の1の表4の項金額の欄中「4の表」を「4の3の表」に改め、同表に次のように加える。

<p>5 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第10条の規定に基づく計画の認定を受けた者が有していた計画の認定に基づく地位を承継する場合における地位の承継の承認の申請に対する審査</p>	<p>認定長期優良住宅地位承継承認申請手数料</p>	<p>5の表に定める金額</p>
---	----------------------------	------------------

別表第4の4の表を別表第4の4の3の表とし、別表第4の3の表の次に次の2表を加える。

4の1 長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料

区分	1戸当たりの手数料の金額		
		<p>(1) 申請に係る長期優良住宅建築等計画が、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定す</p>	<p>(2) (1)以外であつて、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に</p>

	る登録住宅性能評価機関により長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号から第4号までに掲げる基準に適合していると認められたものである場合	適合した住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書の交付を受けたものである場合		
一戸建ての住宅	6,700円	12,000円	28,600円	
一戸建ての住宅以外の住宅	総戸数が5戸以下のもの	2,700円	7,700円	13,200円
	総戸数が5戸を超え10戸以下のもの	2,400円	6,300円	10,700円
	総戸数が10戸を超え25戸以下のもの	1,300円	4,500円	8,200円
	総戸数が25戸を超え50戸以下のもの	1,200円	3,900円	7,400円
	総戸数が50戸を超え100戸以下のもの	1,100円	3,000円	6,300円
	総戸数が100戸を超え200戸以下のもの	900円	2,700円	5,800円
	総戸数が200戸を超え300戸以下のもの	700円	2,400円	5,400円
	総戸数が300戸を超えるもの	600円	2,200円	5,000円

4の2 長期優良住宅建築等計画（分譲事業者単独作成）変更
認定申請手数料

区分		1戸当たりの手数料の金額		
		(1) 申請に係る長期優良住宅建築等計画が、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関により長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号から第3号まで及び第5号に掲げる基準に適合しているものと認められたものである場合	(2) (1)以外であつて、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合した住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書を受けたものである場合	(3) 左欄(1)及び(2)のいずれにも該当しない場合
一戸建ての住宅		6,700円	8,600円	25,300円
一戸建ての住宅以外の住宅	総戸数が5戸以下のもの	2,700円	6,600円	12,100円
	総戸数が5戸を超え10戸以下のもの	2,400円	5,400円	9,900円
	総戸数が10戸を超え25戸以下のもの	1,300円	3,800円	7,500円
	総戸数が25戸を超え50戸以下のもの	1,200円	3,400円	6,900円
	総戸数が50戸を超え	1,100円	2,800円	6,000円

	100戸以下のもの			
	総戸数が100戸を超え200戸以下のもの	900円	2,500円	5,500円
	総戸数が200戸を超え300戸以下のもの	700円	2,200円	5,200円
	総戸数が300戸を超えるもの	600円	1,900円	4,700円

別表第4の4の3の次に次の表を加える。

5 認定長期優良住宅地位承継承認申請手数料

区分		1戸当たりの手数料の金額
一戸建ての住宅		6,700円
一戸建ての住宅以外の住宅	総戸数が5戸以下のもの	2,700円
	総戸数が5戸を超え10戸以下のもの	2,400円
	総戸数が10戸を超え25戸以下のもの	1,300円
	総戸数が25戸を超え50戸以下のもの	1,200円
	総戸数が50戸を超え100戸以下のもの	1,100円
	総戸数が100戸を超え200戸以下のもの	900円
	総戸数が200戸を超え300戸以下のもの	700円
	総戸数が300戸を超えるもの	600円

附 則

この条例は、平成27年6月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中亀山市手数料条例別表第4の2の表及び別表第4の3の表の改正規定 平成27年4月1日
- (2) 第1条中亀山市手数料条例別表第1の改正規定 平成27年5月29日
- (3) 第2条の規定 平成27年7月1日